

新型コロナウイルス感染症に関する給付金・支援制度などの情報

特別定額給付金の申請を受け付けています

問合せ先 新型コロナウイルス対策支援室

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を支給します。市では、5月15日に全世帯へ申請書を発送しました(申請期限は8月17日(月))。

申請書をご返送いただいた方で、口座での受取を希望されている方から順番に支給させていただく予定です。

受給対象者

鶴ヶ島市の住民基本台帳に登録されている方
(基準日/令和2年4月27日)

受給権者(申請者)

その者の属する世帯の世帯主

給付額

受給対象者1人につき10万円

手続方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送またはオンラインによる申請とします。給付金は口座振込みとなります。

市コールセンター

ご不明な点などがございましたら、市が設置している「特別定額給付金コールセンター」(☎227・3565 平日9時～17時)までご連絡ください。

【郵送の場合】

- (1)市から申請に必要な書類が郵送で届きます。
- (2)申請者は、次の3種類の書類を同封されている返信用封筒で郵送により市へ提出します。
 - ①振込先口座を記入した申請書
 - ②通帳の写し(銀行名・支店名とそれぞれのコード番号およびご本人の氏名が記入してあるページ)
 - ③世帯主の本人確認が可能な公的証明書などの写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- (3)市で内容を確認し、交付決定通知を送付します。
- (4)指定した口座に世帯全員分の給付金が振り込まれます。



【オンラインの場合】

(マイナンバーカード所有者のみ利用可)

受給権者が、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主および世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行います。電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類の提出は不要とします。

※ 指定口座は正確に記入してください。一字でも違うと指定の口座に振り込むことはできず、再度、申請していただくこととなります

※ 通知には、振込予定日を記入する予定ですが、全国同時期に振り込まれる関係上、当初の予定より遅れる可能性もありますのでご了承ください

※ 口座をお持ちでない方については、申請書の受取方法の項目欄「B」にチェックを入れて申請してください。市で指定した日時にご来庁いただき、市役所で現金給付をさせていただきます(7月上旬を予定)。

日時については、後日、個別に郵送で通知します

詳細はこちら



給付金のサギ(詐欺)に注意!!

絶対に教えない! 渡さない!

○暗証番号 ○口座番号 ○通帳 ○キャッシュカード
○マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは**絶対にありません**。

- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら

遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン(局番なしの3桁) 188

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

☎0120・213・188

西入間警察署

警察相談専用電話 #9110

お住いの市町村



新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で「新型コロナウイルス感染症」に感染した方などが、療養のために仕事を休んだ期間に対して傷病手当金の支給を行います。

支給要件

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱などの症状があり新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、その療養のため仕事を休んだ方
 - ・勤務先から給与などの支払いを受けている方で、療養のため仕事を休んだ期間の給与などが支給されない方
- ※ 給与収入の全部または一部の支払いを受けている方には、給与の支払いを受けている間は、傷病手当金を支給できません。また、その給与収入が、傷病手当金より少ないときは、差額を支給します

適用期間

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため仕事を休

んだ期間(入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給期間

療養のため仕事を休んだ日のうち、最初の3日間を除いた日(勤務予定日でなかった日は除く)。

1日あたりの支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数

ただし、1日当たりの支給上限額は、3万887円となります。

申請方法

申請を希望する場合は、問合先に事前に電話でお問い合わせください。申請には、事業主の証明書や医師の証明(医療機関を受診した場合のみ)が必要となります。

詳細はこちら



国保



後期

地方税における徴収猶予の特例制度

問合先 収納課収納担当

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税の徴収猶予の特例制度です。新型コロナウイルスの影響により事業などの収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保は不要で、延滞金もかかりません。

対象者

①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

対象となる地方税

・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到

来する個人住民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など、ほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

・これらのうち、すでに納期限が過ぎていた未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

申請手続など

・令和2年6月30日、または、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。提出が難しい場合は口頭により確認させていただきます。

詳細はこちら



新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスクを配布しています

問合先 各問合先へ

マスクの購入が困難な状況を踏まえ、住民登録がある方で、配布を希望する妊婦や障害者手帳を所持している右記の方へ、期間を延長してマスクを配布します。

対象者	妊娠中の方(鶴ヶ島市内に里帰り中の方を含む)	じん臓機能障害1級または、呼吸器機能障害のため身体障害者手帳を所持している方
配布枚数	1人10枚(1回限り)	
配布期間	6月30日(火)(期間を延長)まで	
配布場所	保健センター、各市民センター、こども支援課	障害者福祉課
配布時間	8時30分～17時15分(土・日曜日を除く) ※ 各市民センターは日・月曜日を除く	8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)
持参するもの	母子健康手帳	身体障害者手帳
取りに来る方	妊婦本人 ※ 里帰り中の方および代理人が取りに来る場合は保健センターのみで配布	身体障害者手帳所持者本人 ※ 代理人が取りに来る場合は事前に障害者福祉課へ連絡してください
問合先	保健センター ☎271・2745	障害者福祉課

経済的な問題で生活にお困りの方(個人の方向け)

住居確保給付金(家賃の支援)

離職などで経済的に困窮し、住居を失うおそれがある方などに対し、家賃を市から家主に支払うことで住まいの確保を行う制度です。

受給要件 離職などの日から2年以内の方、またはやむを得ない休業などにより収入を得る機会が減少している方
※ その他要件があります

問合せ先 生活サポートセンター(市役所6階・社会福祉協議会内) ☎277・4116

緊急小口資金・総合支援資金の特例給付

緊急小口資金

対象 やむを得ない休業などにより、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額 10万円以内 ※ ただし、特に必要と認められる場合は20万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内

貸付利子 無利子

問合せ先 社会福祉協議会 ☎271・6011

総合支援資金(生活支援費)

対象 収入の減少や失業などにより、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限額 2人以上世帯・月20万円以内、単身世帯・月15万円以内

貸付期間 原則3か月以内(就職活動を誠実に継続している場合などは最長12か月まで延長)

据置期間 1年以内

償還期限 10年以内

貸付利子 無利子

※ 貸付には審査があります

問合せ先 社会福祉協議会 ☎271・6011

生活保護

病気やけが、その他の理由で、収入がない、または少なかったとき、最低限度の生活ができるように、国の基準に基づいて生活費や医療費などを援助する制度です。さらに、自立して生活できるよう支援するのが目的です。

問合せ先 福祉政策課保護担当

中小企業などの経営などでお困りの方(事業者の方向け)

【市独自事業】新型コロナウイルス感染症対策 緊急特別融資事業

市では、売上が減少している市内中小企業者などを支援するため、市内金融機関と協力し、事業継続に必要な資金を信用保証を要さず無担保(3年間は無利子)で融資します。

問合せ先 産業振興課商工労政担当

【市独自事業】新型コロナウイルス感染症対策 事業者支援事業

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じた事業者に対し、対策支援金を給付します。

問合せ先 産業振興課商工労政担当

※ いずれの事業も詳細が決まり次第、市ホームページなどでご案内します。

埼玉県中小企業・個人事業主支援金

埼玉県は、新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組を支援します。

対象 県内の中小企業・個人事業主で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休業をしている事業者など(支給要件などは県ホームページでご確認ください)

第1弾 4月8日から5月6日までの休業分に対する支援金
支給額 20万円(県内の複数事業所を休業している場合は30万円)

受付期間 6月15日(月)まで

第2弾 5月12日から5月31日までの休業分に対する支援金

支給額 10万円

受付期間 7月17日(金)まで

申請方法 電子申請を原則とします(郵送も可)。

詳細は、県ホームページをご覧ください。

問合せ先 中小企業等支援相談窓口 ☎048・830・8291

第1弾の
詳細はこちら



第2弾の
詳細はこちら



国の支援策については、経済産業省ホームページで確認してください

詳細はこちら



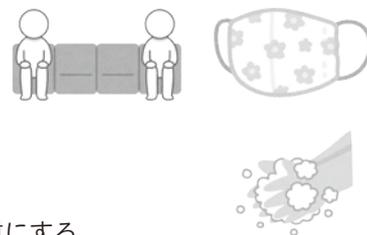
新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」とは…

新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言では、新たな感染者の数が限定的となった地域で再び感染が拡大しないよう、長丁場に備えて「新しい生活様式」に切り替える必要があるとして具体的な実践例が示されました。

① 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする



移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行は控えめに、出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況に注意する

② 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- せきエチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック、発熱またはかぜの症状がある場合は無理せず自宅で療養

③ 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツなど

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱やかぜの症状がある場合は参加しない

④ 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスは広々と
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合わせは換気とマスク

新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の方であっても、他の方に感染を広げる例があります。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要です。

具体的には、人と身体的距離をとることにより接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをするのが重要です。一人ひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながります。